

平成22年度監査報告書

平成23年6月15日

国立大学法人 山口大学
・学長 丸本卓哉 殿

国立大学法人 山口大学

監事 坂本 紘二 

監事 高見 伸三 

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項に基づき、国立大学法人山口大学の平成22年度（自平成22年4月1日、至る平成23年3月31日）の会計及びその他の業務について監査を実施しました。その結果に基づき、協議の上、本報告書を作成し、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

年度初めに策定した監査計画に従い、役員会、経営協議会、その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から各所管事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧しました。さらに、事務局、学部、大学院、附属病院及びその他の教育研究施設において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人新日本有限責任監査法人から監査計画、監査実施の状況及び監査結果の説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、国立大学法人山口大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、当期末処分利益の処分内容及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人山口大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (4) 平成22年度の年度計画に基づき業務が適正に運営されているものと認めます。
- (5) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 15 日

国立大学法人 山 口 大 学
学 長 丸 本 卓 哉 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

森 行 一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

矢野真紀 

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人山口大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人山口大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上